解散公告

当社は、平成二十七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

大阪市生野区巽南一丁目一七番二二号

共和ボトリング株式会社

代表清算人　高橋　勉

解散公告

当法人は、平成二十七年三月四日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

大阪府豊中市原田元町二丁目一九番一号

特定非営利活動法人住まいる

清算人　立花　生功

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

兵庫県西宮市神原一四番五六号

一般社団法人トラッドコミニティー

代表清算人　福永　敏一

解散公告

当法人は、平成二十七年一月二十九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

山口県宇部市居能町三丁目一三番二七号

特定非営利活動法人ＴＯ　ＢＥ

清算人　大屋　温子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

沖縄県沖縄市山里二丁目一二―八

有限会社コーワ商事

清算人　島　稔

解散公告

当社は、平成二十七年二月二十八日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

沖縄県浦添市字大平四三五番地一　一階

嶺井総業株式会社

代表清算人　嶺井　勢子

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月二十三日北広島市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

札幌市中央区北一条西一〇丁目一番一二

原田ビル内

北広島市大曲幸土地区画整理組合

代表清算人　安丸　俊雄

解散公告（第一回）

当組合は、平成二十七年三月十六日湖西市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

静岡県湖西市新居町浜名五一九番地の一

新居町内山土地区画整理組合

清算人代表　中村　邦徳

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十七年三月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

静岡市葵区御幸町九番地の九

医療法人社団三楽会

清算人　中野　雅也

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

滋賀県草津市大路一丁目七番一号

医療法人社団恵星会

清算人　寺村　俊

解散公告（第一回）

当法人は、私立学校法第五十条第二項の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

京都市左京区田中門前町一〇三番地

学校法人善導院学園

代表清算人　髙木　亜紀

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十六年七月三十一日開催の臨時社員総会の決議並びに長崎県知事の認可により、平成二十七年二月二十八日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

長崎県佐世保市春日町一七番三号

医療法人菅眼科医院

清算人　菅　一男

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月十三日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

東京都足立区南花畑二丁目一八番一六号

花畑東部土地区画整理組合

代表清算人　鈴木康三郎

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十七年三月二十日労働組合法第一〇条第二号の規定により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

京都府京都市中京区御幸町通丸太町下ル御幸町ビル五階

明星自動車労働組合

清算人　弁護士　高山　利夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十七年三月九日兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

兵庫県明石市二見町東二見二七二番地の三

医療法人社団玉木皮ふ科クリニック

清算人　中筋　文恵

解散公告（第二回）

当組合は、平成十七年三月三日総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十七年三月三十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十七年四月六日

和歌山県日高郡日高川町大字愛川三九〇番地

李生産森林組合

清算人　射場　弓人